

社 福 第 2 7 5 4 - 9 号  
平成 2 2 年 3 月 1 2 日

各 市 町 村 長  
（ 民 生 主 管 課 ）  
各 社 会 福 祉 法 人 等 代 表 者 } 様

埼 玉 県 福 祉 部 長  
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）  
補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について（通知）

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律代179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下、「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、平成18年3月1日付け社福第2235号通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）負担（補助）金に係る財産処分の取扱いについて」により行われているところですが、なお、次の事項について留意のうえ、遺漏のないようご配慮願いたい。

また、平成17年1月26日付け埼玉県健康福祉部長通知第2853号通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」は廃止する。

担当：社会福祉課施設指導担当  
電話：048(830)3225（直通）

## 1 財産処分の手続きについて

### (1) 財産処分の協議

対象となる施設については、平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」(以下、「財産処分承認基準通知」という。)において、包括承認事項に該当する場合を除き、毎年度の社会福祉施設等整備計画協議書に別紙1の様式による財産処分協議書を添えて知事に提出するものとする。

### (2) 財産処分の承認内示

改築等に係る施設整備費の内示書をもって、財産処分の承認内示があったものとして取り扱うこと。

したがって、財産処分の承認内示があった既存施設については、財産処分の承認申請のうえ、解体撤去工事を実施して差し支えないこと。

### (3) 財産処分の承認申請

財産処分の承認内示があったものについては、財産処分承認基準通知別添1の別紙様式1により財産処分承認申請書を知事の定める期限までに提出しなければならない。

なお、財産処分承認申請書の提出に当たっては、事務手続きの簡素、合理化を推進するため、協議書に添付した資料の内容に変更がない場合は、添付資料を要しないものとする。

### (4) 財産処分の承認

財産処分の承認については、施設整備費の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書又は交付決定通知依頼書に添付された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

## 2 継続事業の取扱い

施設整備事業が年度を越えて2か年以上にわたるときの財産処分の手続きは、初年度の協議時に行うものとする。